

受託医療機関の先生方へのお願い

この度、千葉県では、先天性風しん症候群の発生を防ぐため、「風しん抗体検査」の対象者を追加しました。



—拡大した対象者—

妊娠を希望する女性の同居者又は風しんの抗体価の低い（HI法で32倍未満、EIA(IgG)法で8.0未満）妊婦の同居者

詳細

- ・ 県内市町村に居住地（千葉市・船橋市・柏市を除く）を有している
- ・ 同居者は、妊娠を希望する女性又は風しんの抗体価が低い（HI法で32倍未満、EIA(IgG)法で8.0未満）妊婦の同居者である

※ 過去に風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体（EIA法（IgG）8.0以上、HI法32倍以上）があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる方、若しくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除きます。

さらに、この検査を実施した結果、ワクチン接種が推奨される者に対しては、より積極的な勧奨が必要と考えています。

そのため、既にご対応されている先生方がほとんどとは存じますが、次のおり御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 風しん抗体価検査の実施時

- ・ 検査方法は、EIA（IgG）法またはHI法でお願いします。
- ・ 受検者全員に対し、『この検査を受けた結果、「陰性」、「判定保留」、「陽性（EIA法：8.0未満、HI法32倍未満）」であった場合、速やかな予防接種が必要となり、かかる費用は自己負担となること。（居住地によっては、市町村からの補助がある場合もある。）』を確実に伝達してください。

2 風しん抗体価検査の結果説明時

・ 「陰性」、「判定保留」、「陽性（EIA法：8.0未満、HI法32倍未満）」*であった受検者に対し、『速やかに予防接種を受けることが望まれることを伝達し、具体的な日程調整を行ってください。

*妊娠を希望する女性の同居者の場合は、かかりつけ医などと相談としている。

・ また、接種日程の調整がつかない場合や、貴院において予防接種を行っていない場合は、『後日、この事業の実施者である千葉県から電話などでその後の対応状況について照会する可能性があること。』を伝達してください。

・ なお、本事業に関し、貴院で使用するワクチンについて卸売販売業者と納入の調整後、納入が見込めない場合は、恐れ入りますが当課までご連絡願います。また、報告をいただくことは、流通の状況を確認するものであり直ちに納入を確約するものではありません。

問い合わせ先：

千葉県健康福祉部疾病対策課 感染症予防班

電話：043-223-2691